平成２３年（フ）第１５２２６号
千葉県館山市正木1823―１
債務者　鎌田　春菜
１　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２２７号
東京都江戸川区南葛西５丁目９―17―303
債務者　渡邊　政美
１　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２２８号
東京都武蔵村山市三ツ藤１丁目51―７―201
債務者　比留間昭二
１　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２３１号
東京都練馬区旭町２丁目31―４　第二グリーンコーポ103
債務者　坂部　邦明
１　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２３２号
東京都練馬区田柄２丁目35―11―102
債務者　石井　　清
１　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２３９号
東京都練馬区東大泉６丁目34―50―203
債務者　渡辺　良夫
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２５１号
東京都練馬区東大泉７丁目26―18―105
債務者　今井　沙樹（旧姓出水）
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２６０号
埼玉県春日部市西金野井324―129
債務者　猪木多恵子
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２６２号
東京都北区田端新町１丁目17―５―301
債務者　近澤　リサ
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２６８号
東京都杉並区桃井４丁目13―２　エスカイア西荻窪第２―303
債務者　北野美瑤こと　鄭　　美瑤
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２７３号
東京都江戸川区春江町４丁目17　ソシア一之江Ｂ―202
債務者　河野　勝幸
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２７４号
東京都杉並区成田東３丁目35―５―202
債務者　古谷　雅美
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２７５号
千葉県佐倉市石川69―１―201
債務者　高橋　富子
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２７６号
東京都中央区勝どき３丁目２―３―405
債務者　石崎　　治
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２７７号
東京都中央区勝どき３丁目２―３―405
債務者　石崎裕佳子
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部